

議案第 3 4 号

山都町営グラウンド条例の一部改正について

山都町営グラウンド条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 6 月 6 日提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

小峰グラウンドの管理を適正に行うため、山都町営グラウンド条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町営グラウンド条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町営グラウンド条例の一部を改正する条例

山都町営グラウンド条例（平成 17 年山都町条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

小峰グラウンド	山都町小峰 1385 番地
---------	---------------

別表第 2 中「名連川グラウンド」の次に「、小峰グラウンド」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町営グラウンド条例(平成17年山都町条例第77号)新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
名称	位置		名称	位置	
中央グラウンド	山都町長原739番地		中央グラウンド	山都町長原739番地	
御岳グラウンド	山都町野尻1000番地		御岳グラウンド	山都町野尻1000番地	
御岳第2グラウンド	山都町野尻1000番地		御岳第2グラウンド	山都町野尻1000番地	
名連川グラウンド	山都町黒川922番地		名連川グラウンド	山都町黒川922番地	
清和グラウンド	山都町飯屋376番地		清和グラウンド	山都町飯屋376番地	
朝日西部グラウン ド	山都町鶴ヶ田3478番地1		朝日西部グラウン ド	山都町鶴ヶ田3478番地1	
木原谷グラウンド	山都町木原谷235番地		木原谷グラウンド	山都町木原谷235番地	
馬見原グラウンド	山都町滝上460番地		馬見原グラウンド	山都町滝上460番地	
下矢部西部グラウ ンド	山都町猿渡1850番地		下矢部西部グラウ ンド	山都町猿渡1850番地	
			小峰グラウンド	山都町小峰1385番地	
別表第2(第13条関係)			別表第2(第13条関係)		
1 中央グラウンド、御岳グラウンド、御岳第2グラウンド、名連川グ ラウンド			1 中央グラウンド、御岳グラウンド、御岳第2グラウンド、名連川グ ラウンド、小峰グラウンド使用料		
区分	5時から12時 まで	12時から19時 まで	19時から22時 まで	電気料(1時 間まで)	備考
野球	1面につき 30円	2450円	130円	810円 ¹	1時間未満 は1時間と みなす。
ソフトボ	1面につき 1	320円	130円	810円	

ー	90円				2
サッカー	1面につき 90円	1	320円	130円	町民以外 の使用の場 合は倍額と する。
バレーボ ール	1面につき 0円	6	100円		
軟式庭球	1面につき 0円	6	100円		
その他の 球技	1面につき 30円	1	190円	130円	810円
第1グラウ ンド	全面につき 1,080円		2,160円	130円	810円
第2グラウ ンド	全面につき 450円		510円		

2 清和グラウンド、馬見原グラウンド及び下矢部西部グラウンド使用

料(夜間照明のみ)

区分	1時間当たり	備考
清和グラウンド 全面	860円1	1時間未満は、1時間とみなす。
馬見原グラウンド 全面	860円2	町民以外の使用の場合は、 倍額とする。
下矢部西部グラウン ド 全面	860円	

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

ー	90円				2
サッカー	1面につき 90円	1	320円	130円	町民以外 の使用の場 合は倍額と する。
バレーボ ール	1面につき 0円	6	100円		
軟式庭球	1面につき 0円	6	100円		
その他の 球技	1面につき 30円	1	190円	130円	810円
第1グラウ ンド	全面につき 1,080円		2,160円	130円	810円
第2グラウ ンド	全面につき 450円		510円		

2 清和グラウンド、馬見原グラウンド及び下矢部西部グラウンド使用

料(夜間照明のみ)

区分	1時間当たり	備考
清和グラウンド 全面	860円1	1時間未満は、1時間とみなす。
馬見原グラウンド 全面	860円2	町民以外の使用の場合は、 倍額とする。
下矢部西部グラウン ド 全面	860円	

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。